

# 四半期報告書

(第3期第2四半期)

株式会社池田泉州ホールディングス

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	4
第2 【事業の状況】 .....	5
1 【事業等のリスク】 .....	5
2 【経営上の重要な契約等】 .....	5
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	5
第3 【提出会社の状況】 .....	15
1 【株式等の状況】 .....	15
2 【役員の状況】 .....	20
第4 【経理の状況】 .....	21
1 【中間連結財務諸表】 .....	22
2 【その他】 .....	63
3 【中間財務諸表】 .....	64
4 【その他】 .....	71
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	72

中間監査報告書

確認書

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成23年11月25日

**【四半期会計期間】** 第3期第2四半期(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)

**【会社名】** 株式会社池田泉州ホールディングス

**【英訳名】** Senshu Ikeda Holdings, Inc.

**【代表者の役職氏名】** 取締役社長兼CEO 服部盛隆

**【本店の所在の場所】** 大阪府大阪市北区茶屋町18番14号

**【電話番号】** 大阪(06)4802局0181番(代表)

**【事務連絡者氏名】** 執行役員 企画部長 田原 彰

**【最寄りの連絡場所】** 大阪府大阪市北区茶屋町18番14号  
株式会社池田泉州ホールディングス 企画部

**【電話番号】** 大阪(06)4802局0013番

**【事務連絡者氏名】** 執行役員 企画部長 田原 彰

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近2中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成22年度中間 連結会計期間	平成23年度中間 連結会計期間	平成21年度	平成22年度
		(自 平成22年 4月1日 至 平成22年 9月30日)	(自 平成23年 4月1日 至 平成23年 9月30日)	(自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日)	(自 平成22年 4月1日 至 平成23年 3月31日)
連結経常収益	百万円	60,161	58,257	118,332	117,255
連結経常利益	百万円	4,613	4,206	6,057	7,532
連結中間純利益	百万円	5,199	4,096	—	—
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	百万円	—	—	△2,845	7,690
連結中間包括利益	百万円	16,763	10,698	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	7,977
連結純資産額	百万円	185,581	179,344	174,276	176,684
連結総資産額	百万円	4,868,426	4,908,230	4,977,656	4,881,152
1株当たり純資産額	円	108.62	104.72	97.22	99.07
1株当たり中間純利益金額	円	4.36	3.46	—	—
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期 純損失金額)	円	—	—	△5.47	4.39
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	—	3.46	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	4.39
自己資本比率	%	3.79	3.62	3.48	3.59
連結自己資本比率 (第二基準)	%	10.38	11.23	10.21	10.80
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△105,625	99,060	183,543	△114,068
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	78,812	△133,727	△183,269	140,156
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△5,673	△3,076	10,065	9,212
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	百万円	73,426	103,492	105,897	141,335
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	3,211 [1,436]	3,161 [1,314]	3,118 [1,436]	3,134 [1,400]

- (注) 1 当社は、平成21年10月1日に株式会社池田銀行（以下「池田銀行」といいます。）と株式会社泉州銀行（以下「泉州銀行」といい、池田銀行と泉州銀行を総称して「両行」といいます。）が経営統合し、両行を完全子会社とする共同持株会社として設立されました。このため、平成21年度中間連結会計期間に係る記載はしていません。
- 2 当社及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。
- 3 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 4 平成21年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在しますが、1株当たり当期純損失であるため、記載していません。
- 5 平成22年度中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。
- 6 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 7 連結自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づく平成18年金融庁告示第20号に定められた算式に基づき算出しております。当社は、第二基準を採用しております。
- 8 平成22年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。
- 9 平成22年度中間連結会計期間の連結中間包括利益の算定に当たり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理をしております。

## (2) 当社の最近2中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第2期中	第3期中	第1期	第2期
決算年月		平成22年9月	平成23年9月	平成22年3月	平成23年3月
営業収益	百万円	6,263	6,812	6,971	6,793
経常利益	百万円	5,705	6,333	5,944	5,806
中間純利益	百万円	5,703	6,349	—	—
当期純利益	百万円	—	—	5,955	5,802
資本金	百万円	72,311	72,311	72,311	72,311
発行済株式総数	千株	普通株式 1,192,293 第一種優先株式 111,000 第二種優先株式 115,625	普通株式 1,192,293 第一種優先株式 111,000 第二種優先株式 115,625	普通株式 1,192,293 第一種優先株式 111,000 第二種優先株式 115,625	普通株式 1,192,293 第一種優先株式 111,000 第二種優先株式 115,625
純資産額	百万円	199,509	197,811	199,478	199,500
総資産額	百万円	199,604	199,988	199,605	199,599
1株当たり中間純利益金額	円	4.78	5.37	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	3.54	2.81
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	—	5.37	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	2.81
1株当たり配当額	円	—	—	普通株式 2.70 第一種優先株式 196を18.5で 除した額 第二種優先株式 204.5を18.5で 除した額	普通株式 3.00 第一種優先株式 196を18.5で 除した額 第二種優先株式 204を18.5で 除した額
自己資本比率	%	99.95	98.89	99.93	99.94
従業員数	人	10	9	14	9

(注) 1 当社は、平成21年10月1日に池田銀行と泉州銀行が経営統合し、両行を完全子会社とする共同持株会社として設立されました。このため、平成21年9月に係る記載はしていません。

2 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

3 平成22年9月の潜在株式調整後1当たり中間純利益金額並びに平成22年3月の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

4 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社については、泉銀ビジネスサービス株式会社と池田ビジネスサービス株式会社は、平成23年7月1日をもって、存続会社を泉銀ビジネスサービス株式会社として合併し、社名を池田泉州ビジネスサービス株式会社に変更いたしました。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

##### 経営成績の分析

##### ① 連結粗利益

当第2四半期連結累計期間の連結粗利益については、資金利益、役務取引等利益及びその他業務利益が、それぞれ3億57百万円、4億12百万円及び1億35百万円減少したことから、前第2四半期連結累計期間比9億4百万円減少して、432億53百万円となりました。

##### イ 資金利益

当第2四半期連結累計期間の資金利益については、貸出金利息及び有価証券利息配当金などの資金運用収益が前第2四半期連結累計期間比14億49百万円減少し、預金利息及び譲渡性預金利息などの資金調達費用も前第2四半期連結累計期間比10億92百万円減少したことなどから、前第2四半期連結累計期間比3億57百万円減少して、302億24百万円となりました。

##### ロ 役務取引等利益

当第2四半期連結累計期間の役務取引等利益については、投資信託・保険販売業務などを中心に役務取引等収益が前第2四半期連結累計期間比2億17百万円減少しましたが、役務取引等費用が1億96百万円増加したことから、前第2四半期連結累計期間比4億12百万円減少して、58億25百万円となりました。

##### ハ その他業務利益

当第2四半期連結累計期間のその他業務利益については、子銀行における債券関係損益が前第2四半期連結累計期間比1億98百万円減少したことを主因として、前第2四半期連結累計期間比1億35百万円減少して、72億3百万円となりました。



## ② 経常利益

当第2四半期連結累計期間の経常利益については、連結粗利益が前第2四半期連結累計期間比9億4百万円減少して、432億53百万円となりましたが、営業経費も前第2四半期連結累計期間比4億7百万円減少して、282億17百万円となりました。また、株式等関係損益は前第2四半期連結累計期間比72百万円改善して、16億84百万円の損失となり、不良債権処理額も前第2四半期連結累計期間比8億27百万円減少して、82億6百万円となったことなどから、前第2四半期連結累計期間比4億7百万円減少して、42億6百万円となりました。

## ③ 中間純利益

当第2四半期連結累計期間の中間純利益については、経常利益が前第2四半期連結累計期間比4億7百万円減少して、42億6百万円となりましたが、償却債権取立益の計上区分が変更されたことから、特別損益が前第2四半期連結累計期間比8億44百万円減少して、2億28百万円の損失となったこと並びに法人税等が前第2四半期連結累計期間比4億14百万円減少して、3億33百万円のマイナスとなったことなどから、前第2四半期連結累計期間比11億3百万円減少して、40億96百万円となりました。

### 主要損益の状況

	前第2四半期連結累計 期間 (A) (百万円)	当第2四半期連結累計 期間 (B) (百万円)	増減 (B) - (A) (百万円)
連結粗利益	44,157	43,253	△904
資金利益	30,581	30,224	△357
役員取引等利益	6,237	5,825	△412
その他業務利益	7,338	7,203	△135
営業経費(△)	28,624	28,217	△407
株式等関係損益	△1,756	△1,684	72
不良債権処理額(△) ①	9,033	8,206	△827
うち償却債権取立益	—	656	656
持分法による投資損益	83	15	△68
その他	△214	△953	△739
経常利益	4,613	4,206	△407
特別損益	616	△228	△844
うち償却債権取立益 ②	764	—	△764
税金等調整前中間純利益	5,229	3,978	△1,251
法人税等合計(△)	81	△333	△414
法人税、住民税及び事業税(△)	271	600	329
法人税等調整額(△)	△190	△934	△744
少数株主損益調整前中間純利益	5,147	4,312	△835
少数株主利益 (△は少数株主損失)(△)	△51	215	266
中間純利益	5,199	4,096	△1,103
与信関連費用 ①-②	8,268	8,206	△62

連結粗利益 = (資金運用収益 - 資金調達費用) + (役員取引等収益 - 役員取引等費用)  
+ (その他業務収益 - その他業務費用)

セグメントの業績につきましては、当社グループの報告セグメントが銀行業のみであり、当社グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## 財政状態の分析

### ① 預金残高

当第2四半期連結会計期間の預金残高は、銀行業務において法人預金は増加しましたが、個人預金が減少したことを主因として、前連結会計年度比41億円減少して、4兆3,446億円となりました。

	前連結会計年度 (A) (百万円)	当第2四半期連結会計 期間 (B) (百万円)	増減 (B) - (A) (百万円)
預金	4,348,871	4,344,696	△4,175
うち個人預金	3,562,663	3,543,249	△19,414

### ② 貸出金残高

当第2四半期連結会計期間の貸出金残高は、銀行業務において住宅ローンを中心とした個人ローン並びに事業性貸出金が減少したことを主因として、前連結会計年度比530億円減少して、3兆4,480億円となりました。

	前連結会計年度 (A) (百万円)	当第2四半期連結会計 期間 (B) (百万円)	増減 (B) - (A) (百万円)
貸出金	3,501,016	3,448,004	△53,012
うち住宅ローン	1,753,899	1,731,979	△21,920

### ③ 有価証券残高

当第2四半期連結会計期間の有価証券残高は、銀行業務において外国証券が減少しましたが、国債並びに社債が増加したことを主因として、前連結会計年度比1,243億円増加して、1兆2,016億円となりました。

	前連結会計年度 (A) (百万円)	当第2四半期連結会計 期間 (B) (百万円)	増減 (B) - (A) (百万円)
有価証券	1,077,342	1,201,658	124,316

① 国内・国際業務部門別収支

当第2四半期連結累計期間の資金運用収支は、国内業務部門では前第2四半期連結累計期間比0.5%減少し、国際業務部門でも前第2四半期連結累計期間比9.4%減少した結果、合計では前第2四半期連結累計期間比1.2%、3億63百万円減少しました。

当第2四半期連結累計期間の役務取引等収支は、国内業務部門では前第2四半期連結累計期間比6.4%減少し、国際業務部門でも前第2四半期連結累計期間比50.0%減少した結果、合計では前第2四半期連結累計期間比6.6%、4億12百万円減少しました。

当第2四半期連結累計期間のその他業務収支は、国内業務部門では前第2四半期連結累計期間比18.3%減少しましたが、国際業務部門では前第2四半期連結累計期間比3.8%増加した結果、合計では前第2四半期連結累計期間比1.8%、1億35百万円減少しました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	28,217	2,391	30,609
	当第2四半期連結累計期間	28,079	2,166	30,246
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	34,761	2,845	37,606
	当第2四半期連結累計期間	33,208	2,927	36,135
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	6,543	453	7,000
	当第2四半期連結累計期間	5,128	761	5,889
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	6,209	28	6,237
	当第2四半期連結累計期間	5,811	14	5,825
うち役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	8,608	93	8,701
	当第2四半期連結累計期間	8,393	92	8,485
うち役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	2,399	65	2,464
	当第2四半期連結累計期間	2,582	77	2,659
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	1,882	5,456	7,338
	当第2四半期連結累計期間	1,538	5,664	7,202
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	1,892	5,577	7,469
	当第2四半期連結累計期間	2,259	5,999	8,258
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	9	121	130
	当第2四半期連結累計期間	720	334	1,054

- (注) 1 国内業務部門は、当社及び連結子会社の円建取引であります。  
 2 国際業務部門は、連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。  
 3 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(前第2四半期連結累計期間27百万円、当第2四半期連結累計期間21百万円)を控除して表示しております。  
 4 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。  
 5 その他業務収益及びその他業務費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間に相殺される金融派生商品損益であります。

② 国内・国際業務部門別役務取引の状況

当第2四半期連結累計期間の国内業務部門の役務取引等収益は、投資信託・保険販売業務を中心に前第2四半期連結累計期間比2.5%減少し、83億93百万円となりましたが、役務取引等費用は、前第2四半期連結累計期間比7.6%増加して、25億82百万円となりました。また、当第2四半期連結累計期間の国際業務部門の役務取引等収益は92百万円となり、役務取引等費用は77百万円となりました。この結果、当第2四半期連結累計期間の全体の役務取引等収益は、前第2四半期連結累計期間比2.5%減少して、84億85百万円となりましたが、役務取引等費用は前第2四半期連結累計期間比8.0%増加して、26億60百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	8,608	93	8,702
	当第2四半期連結累計期間	8,393	92	8,485
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	1,278	—	1,278
	当第2四半期連結累計期間	1,232	—	1,232
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	1,313	91	1,405
	当第2四半期連結累計期間	1,225	90	1,316
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	138	—	138
	当第2四半期連結累計期間	106	—	106
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	221	—	221
	当第2四半期連結累計期間	201	—	201
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	296	—	296
	当第2四半期連結累計期間	291	—	291
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	1,105	1	1,107
	当第2四半期連結累計期間	1,079	1	1,080
うち投資信託・保険販売業務	前第2四半期連結累計期間	3,262	—	3,262
	当第2四半期連結累計期間	3,139	—	3,139
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	2,399	65	2,464
	当第2四半期連結累計期間	2,582	77	2,660
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	321	65	386
	当第2四半期連結累計期間	321	77	399

(注) 1 国内業務部門は、当社及び連結子会社の円建取引であります。

2 国際業務部門は、連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

3 従来、一部の口座振替手数料による収益は、代理業務に計上しておりましたが、子会社のシステム統合を前に、収益の計上区分を見直し、前連結会計年度の有価証券報告書より預金・貸出業務に含めて計上しております。なお、過年度との比較の観点から、前第2四半期連結累計期間の計上区分も遡って見直しております。

③ 国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	4,260,494	14,159	4,274,654
	当第2四半期連結会計期間	4,329,889	14,806	4,344,696
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	1,646,989	—	1,646,989
	当第2四半期連結会計期間	1,710,550	—	1,710,550
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	2,592,519	—	2,592,519
	当第2四半期連結会計期間	2,580,628	—	2,580,628
うちその他	前第2四半期連結会計期間	20,985	14,159	35,145
	当第2四半期連結会計期間	38,710	14,806	53,517
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	6,500	—	6,500
	当第2四半期連結会計期間	—	—	—
総合計	前第2四半期連結会計期間	4,266,994	14,159	4,281,154
	当第2四半期連結会計期間	4,329,889	14,806	4,344,696

- (注) 1 国内業務部門は、当社及び連結子会社の円建取引であります。  
 2 国際業務部門は、連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等分等は国際業務部門に含めております。  
 3 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金  
 4 定期性預金＝定期預金＋定期積金

④ 貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	3,467,658	100.00	3,448,004	100.00
製造業	296,115	8.54	299,551	8.69
農業, 林業	2,042	0.06	1,597	0.05
漁業	11	0.00	26	0.00
鉱業, 採石業, 砂利採取業	330	0.01	270	0.01
建設業	96,573	2.79	87,881	2.55
電気・ガス・熱供給・水道業	2,980	0.09	7,652	0.22
情報通信業	11,939	0.34	13,127	0.38
運輸業, 郵便業	70,943	2.05	71,313	2.07
卸売業, 小売業	187,761	5.41	192,628	5.59
金融業, 保険業	154,398	4.45	130,833	3.79
不動産業, 物品賃貸業	485,148	13.99	476,515	13.82
学術研究, 専門・技術サービス業	10,788	0.31	10,395	0.30
宿泊業, 飲食業	14,708	0.42	21,825	0.63
生活関連サービス業, 娯楽業	26,472	0.76	24,206	0.70
教育, 学習支援業	5,739	0.17	7,177	0.21
医療・福祉	28,648	0.83	31,757	0.92
その他のサービス	64,630	1.86	60,685	1.76
地方公共団体	132,159	3.81	149,455	4.33
その他	1,876,255	54.11	1,861,091	53.98
特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	3,467,658	—	3,448,004	—

(注) 「国内」とは、当社及び連結子会社であります。

## (2) キャッシュ・フローの状況

現金及び現金同等物の当第2四半期連結会計期間残高は、前第2四半期連結累計期間比300億66百万円増加し、1,034億92百万円となりました。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

前第2四半期連結累計期間は、預金の増加並びにコールローン等の減少による収入が326億95百万円発生しましたが、貸出金の増加並びに譲渡性預金、借入金（劣後特約付借入金を除く）、コールマネー等及び債券貸借取引受入担保金の減少による支出が1,611億21百万円発生したことを主因として、1,056億25百万円の支出となりました。当第2四半期連結累計期間は、預金の減少による支出が41億74百万円発生しましたが、貸出金の減少並びに借入金（劣後特約付借入金を除く）及び債券貸借取引受入担保金の増加による収入が792億49百万円発生したことを主因として、前第2四半期連結累計期間比2,046億85百万円増加し、990億60百万円の収入となりました。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

有価証券の売却及び償還による収入は、前第2四半期連結累計期間比1,772億43百万円増加して、7,279億12百万円発生しましたが、有価証券の取得による支出が、前第2四半期連結累計期間比3,897億円増加して、8,583億92百万円発生したことを主因として、前第2四半期連結累計期間比2,125億39百万円減少し、1,337億27百万円の支出となりました。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

前第2四半期連結累計期間は、配当金の支払による支出が56億73百万円発生しましたが、当第2四半期連結累計期間は、劣後特約付社債及び新株予約権付社債の償還による支出が150億円、配当金の支払による支出が60億24百万円並びに自己株式の取得による支出が20億98百万円発生しましたが、劣後特約付借入れによる収入が100億円並びに劣後特約付社債及び新株予約権付社債の発行による収入が100億円あったことを主因として、前第2四半期連結累計期間比25億97百万円増加し、30億76百万円の支出となりました。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

## (4) 研究開発活動

該当ありません。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第20号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

なお、当社は第二基準(国内基準)を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(第二基準)

項目		平成22年 9 月 30 日	平成23年 9 月 30 日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	72,311	72,311
	うち非累積的永久優先株 (注1)	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	83,063	83,062
	利益剰余金	30,633	31,196
	自己株式(△)	1	2,160
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	38
	連結子法人等の少数株主持分	1,046	1,386
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	605	545
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	186,447	185,289
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注2)	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—
	一般貸引当金	28,289	33,724
	負債性資本調達手段等	54,500	74,500
	うち永久劣後債務 (注3)	15,000	15,000
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注4)	39,500	59,500
	計	82,789	108,224
うち自己資本への算入額 (B)	69,849	89,717	
控除項目	控除項目 (注5) (C)	1,264	1,389
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	255,032	273,617
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	2,283,225	2,267,745
	オフ・バランス取引等項目	41,117	37,480
	信用リスク・アセットの額 (E)	2,324,342	2,305,225
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G)/8%) (F)	131,563	129,588
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	10,525	10,367
計(E) + (F) (H)	2,455,906	2,434,814	
連結自己資本比率(第二基準) = D/H × 100 (%)		10.38	11.23
(参考)Tier 1 比率 = A/H × 100 (%)		7.59	7.61

(注) 1 当社の資本金は株式種類毎に区分できないため、資本金のうち非累積的永久優先株の金額は記載していません。

2 告示第17条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

3 告示第18条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

4 告示第18条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

5 告示第20条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。



(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、池田泉州銀行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

池田泉州銀行の資産の査定の額

債権の区分	平成22年9月30日	平成23年9月30日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	15,139	11,778
危険債権	42,770	45,298
要管理債権	7,216	6,632
正常債権	3,478,742	3,447,915

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,250,250,000
第一種優先株式	111,000,000
第二種優先株式	138,750,000
計	4,500,000,000

##### ② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年11月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,192,293,163	同左	東京証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部	(注) 1
第一種優先株式	111,000,000	同左	—	(注) 2
第二種優先株式	115,625,000	同左	—	(注) 2
計	1,418,918,163	同左	—	—

(注) 1 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。

普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

2 資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とするため、会社法第108条第1項第3号に定める内容について普通株式と異なる定めをした第一種優先株式及び第二種優先株式についての定めを定款に定めており、その内容は次のとおりであります。

##### (1) 優先配当金

① 毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)又は優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金(以下「優先配当金」という。)の配当を行う。

第一種優先株式 1株につき 196円を18.5で除した金額

第二種優先株式 1株につき 204円を18.5で除した金額(但し、平成22年3月31日を基準日とする優先配当金については、1株につき204.5円を18.5で除した金額とする。)

##### ② 非累積条項

ある事業年度において優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

##### ③ 非参加条項

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

##### (2) 残余財産の分配

① 残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額を金銭により支払う。

第一種優先株式 1株につき 5,000円を18.5で除した金額

第二種優先株式 1株につき 4,000円を18.5で除した金額

② 優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。

##### (3) 議決権

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない(但し、第一種優先株式を有する優先株主は、当社の成立の日から第一種優先株式の優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有する。)。但し、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその株主総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその株主総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有する。

- (4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等
- ① 法令に定める場合を除き、優先株式について株式の併合又は株式の分割を行わない。
  - ② 優先株式に対し、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
  - ③ 優先株主に対し、株式無償割当て又は新株予約権の無償割当ては行わない。
- (5) 取得条項
- ① 平成25年4月1日以降の日で、第一種優先株式の発行後に取締役会の決議で定める日(以下「第一種優先株式取得日」という。)をもって、第一種優先株式1株につき5,000円を18.5で除した金額に、第一種優先株式の優先配当金の額を第一種優先株式取得日の属する事業年度の初日(同日含む。)から第一種優先株式取得日の前日(同日含む。)までの日数で日割り計算した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)を加算した額の金銭の交付と引換えに、第一種優先株式の全部又は一部を取得することができる。
  - ② 平成26年4月1日以降の日で、第二種優先株式の発行後に取締役会の決議で定める日(以下「第二種優先株式取得日」という。)をもって、第二種優先株式1株につき4,000円を18.5で除した金額に、第二種優先株式の優先配当金の額を第二種優先株式取得日の属する事業年度の初日(同日含む。)から第二種優先株式取得日の前日(同日含む。)までの日数で日割り計算した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)を加算した額の金銭の交付と引換えに、第二種優先株式の全部又は一部を取得することができる。
  - ③ 一部取得をするときは、按分比例の方法又は抽選により行う。
- (6) 優先順位  
各種の優先株式の優先配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。
- (7) 単元株式数 100株
- (8) 会社法第322条第2項に規定する定款の定め  
該当事項はありません。

## (2) 【新株予約権等の状況】

当社は、当第2四半期会計期間において、新株予約権を発行しております。

決議年月日	平成23年7月28日
新株予約権の数(個)	3,638(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注2)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	363,800(注3)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成23年9月1日～平成53年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 107 資本組入額 53.5
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

- (注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数 100株  
2 「1(1)②発行済株式」の内容欄に記載のとおりであります。  
3 新株予約権の目的となる株式の数  
新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。  
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率  
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる

場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記の他、割当日後、これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

#### 4 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、子会社の取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

#### 5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

##### ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

##### ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

##### ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(注3)に準じて決定する。

##### ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

##### ⑤ 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

##### ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

##### ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

##### ⑧ 新株予約権の行使の条件

前記(注4)に準じて決定する。

##### ⑨ 新株予約権の取得条項

ア 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案、当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、又は新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

イ 新株予約権者が、(注4)の行使条件に該当しなくなった場合、又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができる。

### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年7月1日～ 平成23年9月30日	—	1,418,918,163	—	72,311	—	34,811

(6) 【大株主の状況】

所有株式数別

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番11号	208,358	14.68
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	170,597	12.02
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社	東京都港区浜松町2丁目11番3号	149,295	10.52
株式会社オーシー・ファイナ ンス	東京都港区港南2丁目15番2号	32,375	2.28
ダイキン工業株式会社	大阪市北区中崎西2丁目4番12号 梅田センタービル	32,034	2.25
株式会社三菱UFJフィナンシ ャル・グループ	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	29,799	2.10
三菱UFJ信託銀行株式会社 (常任代理人 日本マスタート ラスト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 (東京都港区浜松町2丁目11番3号)	28,607	2.01
伊丹産業株式会社	兵庫県伊丹市中央5丁目5番10号	27,713	1.95
野村信託銀行株式会社	東京都千代田区大手町2丁目2番2号	20,030	1.41
株式会社みずほコーポレート銀 行 (常任代理人 資産管理サー ビス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号)	17,282	1.21
計	—	716,094	50.46

- (注) 1 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株式208,358千株は、信託業務に係る株式であります。そのうち1,474千株は、大建工業株式会社が同社に委託した退職給付信託の信託財産であり、その議決権行使の指図権は大建工業株式会社が留保しております。そのうち284千株は、東ソー株式会社が同社に委託した退職給付信託の信託財産であり、その議決権行使の指図権は東ソー株式会社が留保しております。
- 2 日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式149,295千株は、信託業務に係る株式であります。そのうち8,389千株は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社が同社に委託した退職給付信託の信託財産であり、その議決権行使の指図権はあいおいニッセイ同和損害保険株式会社が留保しております。
- 3 野村信託銀行株式会社の所有株式20,030千株は、信託業務に係る株式であります。そのうち17,868千株は、当社が同社に設定した池田泉州銀行従業員持株会専用信託の信託財産であり、その議決権行使の指図権は信託管理人が保有しております。

所有議決権数別

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数(個)	総株主の議決権に対する所有議決権数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番11号	2,083,586	17.49
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,492,956	12.53
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	595,979	5.00
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	297,990	2.50
三菱UFJ信託銀行株式会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 (東京都港区浜松町2丁目11番3号)	286,071	2.40
野村信託銀行株式会社	東京都千代田区大手町2丁目2番2号	200,307	1.68
伊丹産業株式会社	兵庫県伊丹市中央5丁目5番10号	184,633	1.55
株式会社みずほコーポレート銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号)	172,821	1.45
株式会社大林組	東京都港区港南2丁目15番2号	165,944	1.39
池田泉州銀行従業員持株会	大阪市北区茶屋町18番14号	156,788	1.31
計	—	5,637,075	47.32

(注) 1 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有議決権数2,083,586個は、信託業務に係る株式でありませ

ず。  
そのうち14,744個は、大建工業株式会社が同社に委託した退職給付信託の信託財産であり、その議決権行使の指図権は大建工業株式会社が留保しております。

そのうち2,849個は、東ソー株式会社が同社に委託した退職給付信託の信託財産であり、その議決権行使の指図権は東ソー株式会社が留保しております。

2 日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有議決権数1,492,956個は、信託業務に係る株式であります。  
そのうち83,897個は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社が同社に委託した退職給付信託の信託財産であり、その議決権行使の指図権はあいおいニッセイ同和損害保険株式会社が留保しております。

3 野村信託銀行株式会社の所有議決権数200,307個は、信託業務に係る株式であります。  
そのうち178,686個は、当社が同社に設定した池田泉州銀行従業員持株会専用信託の信託財産であり、その議決権行使の指図権は信託管理人が保有しております。

## (7) 【議決権の状況】

### ① 【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一種優先株式 111,000,000 第二種優先株式 115,625,000	— —	(注) 1
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 939,500	—	(注) 2
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,191,042,500	11,910,425	(注) 2
単元未満株式	普通株式 311,163	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	1,418,918,163	—	—
総株主の議決権	—	11,910,425	—

(注) 1 「第3 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ② 発行済株式」の(注) 2を参照してください。

2 「第3 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ② 発行済株式」の(注) 1を参照してください。

3 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が41千株含まれております。

また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が418個含まれております。

4 中間連結財務諸表並びに中間財務諸表においては、当社と信託口が一体であるとする会計処理に基づき、当四半期連結会計期間末に池田泉州銀行従業員持株会専用信託が所有する当社株式17,868,600株を含めて自己株式として計上しております。

なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」に含まれております。

### ② 【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社池田泉州 ホールディングス	大阪市北区茶屋町18番14号	939,500	—	939,500	0.06
計	—	939,500	—	939,500	0.06

(注) 中間連結財務諸表並びに中間財務諸表においては、当社と信託口が一体であるとする会計処理に基づき、当四半期連結会計期間末に池田泉州銀行従業員持株会専用信託が所有する当社株式17,868,600株を含めて自己株式として計上しております。

なお、当該株式は上記「自己株式等」には含まれておりません。

## 2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

## 第4 【経理の状況】

- 1 当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 3 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しております。
- 4 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。



1 【中間連結財務諸表】  
 (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	144,348	109,907
買入金銭債権	1,311	1,073
商品有価証券	36	44
金銭の信託	19,000	18,775
有価証券	※1, ※8, ※13 1,077,342	※1, ※8, ※13 1,201,658
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 3,501,016	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 3,448,004
外国為替	※6 6,210	※6 6,310
その他資産	※8 62,426	※8 57,034
有形固定資産	※8, ※10 38,142	※10 38,215
無形固定資産	※8 5,606	6,535
繰延税金資産	38,999	40,155
支払承諾見返	29,459	27,340
貸倒引当金	△42,748	△46,825
<b>資産の部合計</b>	<b>4,881,152</b>	<b>4,908,230</b>
<b>負債の部</b>		
預金	※8 4,348,871	※8 4,344,696
債券貸借取引受入担保金	※8 172,725	※8 185,506
借入金	※8, ※11 44,417	※8, ※11 67,873
外国為替	480	439
社債	※12 48,000	※12 43,000
その他負債	50,184	50,921
賞与引当金	1,778	1,814
退職給付引当金	6,525	4,539
役員退職慰労引当金	386	380
睡眠預金払戻損失引当金	309	316
ポイント引当金	135	144
統合関連損失引当金	717	1,418
偶発損失引当金	465	483
繰延税金負債	0	0
負ののれん	10	9
支払承諾	29,459	27,340
<b>負債の部合計</b>	<b>4,704,468</b>	<b>4,728,885</b>
<b>純資産の部</b>		
資本金	72,311	72,311
資本剰余金	83,063	83,062
利益剰余金	33,125	31,196
自己株式	△116	△2,160
<b>株主資本合計</b>	<b>188,383</b>	<b>184,410</b>
その他有価証券評価差額金	△12,884	△6,515
繰延ヘッジ損益	△19	△0
その他の包括利益累計額合計	△12,904	△6,515
新株予約権	6	38
少数株主持分	1,197	1,411
<b>純資産の部合計</b>	<b>176,684</b>	<b>179,344</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>4,881,152</b>	<b>4,908,230</b>

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】  
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
経常収益	60,161	58,257
資金運用収益	37,509	36,060
(うち貸出金利息)	29,700	29,748
(うち有価証券利息配当金)	7,735	6,218
役務取引等収益	8,702	8,485
その他業務収益	7,463	8,179
その他経常収益	6,487	※1 5,531
経常費用	55,548	54,050
資金調達費用	6,927	5,835
(うち預金利息)	5,857	4,340
役務取引等費用	2,464	2,660
その他業務費用	124	976
営業経費	28,624	28,217
その他経常費用	※2 17,407	※2 16,360
経常利益	4,613	4,206
特別利益	764	—
償却債権取立益	764	—
特別損失	148	228
固定資産処分損	49	103
減損損失	24	124
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	74	—
税金等調整前中間純利益	5,229	3,978
法人税、住民税及び事業税	271	600
法人税等調整額	△190	△934
法人税等合計	81	△333
少数株主損益調整前中間純利益	5,147	4,312
少数株主利益又は少数株主損失 (△)	△51	215
中間純利益	5,199	4,096

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	5,147	4,312
その他の包括利益	11,615	6,386
その他有価証券評価差額金	11,617	6,367
繰延ヘッジ損益	△1	19
中間包括利益	16,763	10,698
親会社株主に係る中間包括利益	16,817	10,484
少数株主に係る中間包括利益	△54	214

## (3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
当期首残高	72,311	72,311
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	72,311	72,311
<b>資本剰余金</b>		
当期首残高	83,063	83,063
当中間期変動額		
自己株式の処分	—	△0
当中間期変動額合計	—	△0
当中間期末残高	83,063	83,062
<b>利益剰余金</b>		
当期首残高	31,107	33,125
当中間期変動額		
剰余金の配当	△5,673	△6,024
中間純利益	5,199	4,096
当中間期変動額合計	△474	△1,928
当中間期末残高	30,633	31,196
<b>自己株式</b>		
当期首残高	△1	△116
当中間期変動額		
自己株式の取得	△0	△2,098
自己株式の処分	—	54
当中間期変動額合計	△0	△2,044
当中間期末残高	△1	△2,160
<b>株主資本合計</b>		
当期首残高	186,480	188,383
当中間期変動額		
剰余金の配当	△5,673	△6,024
中間純利益	5,199	4,096
自己株式の取得	△0	△2,098
自己株式の処分	—	53
当中間期変動額合計	△474	△3,973
当中間期末残高	186,006	184,410

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△13,110	△12,884
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	11,620	6,368
当中間期変動額合計	11,620	6,368
当中間期末残高	△1,490	△6,515
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	△0	△19
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△1	19
当中間期変動額合計	△1	19
当中間期末残高	△2	△0
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△13,111	△12,904
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	11,618	6,388
当中間期変動額合計	11,618	6,388
当中間期末残高	△1,493	△6,515
新株予約権		
当期首残高	—	6
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	—	32
当中間期変動額合計	—	32
当中間期末残高	—	38
少数株主持分		
当期首残高	907	1,197
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	161	214
当中間期変動額合計	161	214
当中間期末残高	1,068	1,411
純資産合計		
当期首残高	174,276	176,684
当中間期変動額		
剰余金の配当	△5,673	△6,024
中間純利益	5,199	4,096
自己株式の取得	△0	△2,098
自己株式の処分	—	53
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	11,779	6,634
当中間期変動額合計	11,305	2,660
当中間期末残高	185,581	179,344

## (4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前中間純利益	5,229	3,978
減価償却費	2,020	2,090
減損損失	24	124
負ののれん償却額	△1	△1
持分法による投資損益 (△は益)	△83	△15
貸倒引当金の増減 (△)	△3,717	4,076
賞与引当金の増減額 (△は減少)	154	35
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	199	△1,986
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△54	△6
睡眠預金払戻損失引当金の増減 (△)	15	7
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	—	8
統合関連損失引当金の増減 (△)	171	700
偶発損失引当金の増減 (△)	△199	17
資金運用収益	△37,509	△36,060
資金調達費用	6,927	5,835
有価証券関係損益 (△)	△4,977	△4,850
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	△168	214
為替差損益 (△は益)	20,967	19,952
固定資産処分損益 (△は益)	49	103
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	74	—
貸出金の純増 (△) 減	△19,077	53,012
預金の純増減 (△)	22,638	△4,174
譲渡性預金の純増減 (△)	△6,000	—
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	△70,319	13,456
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	2,538	△3,401
商品有価証券の純増 (△) 減	△12	△8
コールローン等の純増 (△) 減	10,057	238
コールマネー等の純増減 (△)	△44,429	—
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	△21,295	12,780
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	△1,821	△99
外国為替 (負債) の純増減 (△)	61	△40
資金運用による収入	38,928	36,793
資金調達による支出	△7,592	△7,274
その他	2,171	3,795
小計	△105,028	99,304
法人税等の支払額	△597	△244
営業活動によるキャッシュ・フロー	△105,625	99,060

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	△468,692	△858,392
有価証券の売却による収入	383,277	642,188
有価証券の償還による収入	167,392	85,723
有形固定資産の取得による支出	△1,281	△1,493
無形固定資産の取得による支出	△1,887	△1,794
有形固定資産の売却による収入	4	40
投資活動によるキャッシュ・フロー	78,812	△133,727
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
劣後特約付借入れによる収入	—	10,000
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の発行による収入	—	10,000
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の償還による支出	—	△15,000
配当金の支払額	△5,673	△6,024
自己株式の取得による支出	△0	△2,098
自己株式の売却による収入	—	46
財務活動によるキャッシュ・フロー	△5,673	△3,076
現金及び現金同等物に係る換算差額	15	△99
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△32,471	△37,843
現金及び現金同等物の期首残高	105,897	141,335
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 73,426	※1 103,492

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1 連結の範囲に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
(1) 連結子会社	27社
<p>主要な会社名</p> <p>株式会社池田泉州銀行 池田泉州リース株式会社 泉銀総合リース株式会社 池田泉州信用保証株式会社 近畿信用保証株式会社 株式会社ジェーアイ 株式会社ディーアイ 株式会社ブイアイ 株式会社泉州カード 池田泉州キャピタル株式会社 池田泉州ビジネスサービス株式会社 池田泉州オフィスサービス株式会社 池田泉州モーゲージサービス株式会社 ハイ・ブレン株式会社 エス・アイ・ソフト株式会社 池田泉州投資顧問株式会社</p> <p>平成23年5月1日に、池銀総合保証株式会社は、池田泉州信用保証株式会社に社名変更いたしました。 (連結の範囲の変更)</p> <p>前連結会計年度において連結子会社であった泉銀ビジネスサービス株式会社(現商号 池田泉州ビジネスサービス株式会社)と池田ビジネスサービス株式会社は、平成23年7月1日に泉銀ビジネスサービス株式会社を存続会社として合併いたしました。</p>	
(2) 非連結子会社	
<p>会社名</p> <p>Ikeda Preferred Capital Cayman Limited</p> <p>非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	

2 持分法の適用に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
(1) 持分法適用の非連結子会社	
<p>該当ありません。</p>	
(2) 持分法適用の関連会社	3社
<p>会社名</p> <p>株式会社自然総研 株式会社バンク・コンピュータ・サービス 株式会社ステーションネットワーク関西</p>	
(3) 持分法非適用の非連結子会社	
<p>会社名</p> <p>Ikeda Preferred Capital Cayman Limited</p>	
(4) 持分法非適用の関連会社	
<p>該当ありません。</p> <p>持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>	



### 3 連結子会社の中間決算日等に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 6月末日 11社 9月末日 16社
(2) 連結子会社のうち、中間決算日が中間連結決算日と異なる子会社については、各社の中間決算日の中間財務諸表により連結しております。なお、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

### 4 会計処理基準に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のある株式及び投資信託については中間連結決算日前1カ月の市場価格等の平均に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産(リース資産を除く) 当社及び連結子会社の有形固定資産は、主として定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分して計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～50年 その他 2年～20年 ② 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。 ③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
(5) 貸倒引当金の計上基準 銀行業を営む連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 銀行業以外の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は63,040百万円(前連結会計年度末は61,041百万円)であります。

<p>当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)</p>
<p>(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>
<p>(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(11～12年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(11～12年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から損益処理 なお、会計基準変更時差異(9,894百万円)については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。 (追加情報) 当中間連結会計期間において、連結子会社の退職給付制度の改定が行われ、平成23年10月1日に制度統合いたしました。このため、当中間連結会計期間末において、制度統合したもものとして会計処理を行い、前払年金費用と退職給付引当金を相殺して表示しております。なお、相殺する前に比べ、前払年金費用と退職給付引当金は、それぞれ2,220百万円減少しております。</p>
<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>
<p>(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。</p>
<p>(10) ポイント引当金の計上基準 ポイント引当金は、ポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を見積り、必要と認められる額を計上しております。</p>
<p>(11) 統合関連損失引当金の計上基準 統合関連損失引当金は、システム統合に伴い将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。</p>
<p>(12) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。</p>
<p>(13) 外貨建資産・負債の換算基準 連結子会社の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>
<p>(14) リース取引の処理方法 (借手側) 連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。 (貸手側) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、期首に前連結会計年度末における固定資産の減価償却累計額控除後の額で契約したもものとしております。</p>

<p>当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)</p>
<p>(15)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>銀行業を営む連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>また、一部の連結子会社において、金利スワップの特例処理を行っております。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>銀行業を営む連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>
<p>(16)中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲</p> <p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>
<p>(17)消費税等の会計処理</p> <p>当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。</p>

【追加情報】

<p>当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)</p>
<p>当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。</p> <p>なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間連結会計期間の「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間連結会計期間については遡及処理を行っておりません。</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>※1 有価証券には、関連会社の株式272百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は4,733百万円、延滞債権額は53,653百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,460百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は65,847百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、21,118百万円であります。</p> <p>※7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、21,700百万円であります。</p>	<p>※1 有価証券には、関連会社の株式288百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は4,175百万円、延滞債権額は55,547百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は21百万円あります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,610百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は66,354百万円あります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、19,884百万円あります。</p> <p>※7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、21,700百万円あります。</p>

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)																								
<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table data-bbox="239 268 774 392"> <tr> <td>有価証券</td> <td>257,709百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>3,339百万円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>178百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>349百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table data-bbox="239 425 774 515"> <tr> <td>預金</td> <td>15,586百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>172,725百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>17,965百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券76,639百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は2,017百万円、保証金は5,515百万円、先物取引負担金は503百万円及びデリバティブ取引担保金は500百万円であります。</p>	有価証券	257,709百万円	その他資産	3,339百万円	有形固定資産	178百万円	無形固定資産	349百万円	預金	15,586百万円	債券貸借取引受入担保金	172,725百万円	借入金	17,965百万円	<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table data-bbox="877 268 1412 336"> <tr> <td>有価証券</td> <td>271,567百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>2,961百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table data-bbox="877 369 1412 470"> <tr> <td>預金</td> <td>10,480百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>185,506百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>29,549百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券77,060百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は1,878百万円、保証金は5,357百万円、先物取引負担金は503百万円及びデリバティブ取引担保金は500百万円であります。</p>	有価証券	271,567百万円	その他資産	2,961百万円	預金	10,480百万円	債券貸借取引受入担保金	185,506百万円	借入金	29,549百万円
有価証券	257,709百万円																								
その他資産	3,339百万円																								
有形固定資産	178百万円																								
無形固定資産	349百万円																								
預金	15,586百万円																								
債券貸借取引受入担保金	172,725百万円																								
借入金	17,965百万円																								
有価証券	271,567百万円																								
その他資産	2,961百万円																								
預金	10,480百万円																								
債券貸借取引受入担保金	185,506百万円																								
借入金	29,549百万円																								
<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、603,581百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が603,224百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、609,297百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が608,965百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>																								
<p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 41,382百万円</p>	<p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 41,584百万円</p>																								
<p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金21,500百万円が含まれております。</p>	<p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金31,500百万円が含まれております。</p>																								
<p>※12 社債は、劣後特約付無担保社債であります。</p>	<p>※12 同左</p>																								
<p>※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は27,054百万円であります。</p>	<p>※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は23,491百万円であります。</p>																								

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
<p>※2 その他経常費用には、貸出金償却7,412百万円、統合関連費用2,015百万円、株式等償却1,399百万円、貸倒引当金繰入額874百万円、株式等売却損492百万円、債権譲渡損488百万円及び偶発損失引当金繰入額97百万円を含んでおります。</p>	<p>※1 その他経常収益には、償却債権取立益656百万円を含んでおります。                  ※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額5,326百万円、貸出金償却3,326百万円、統合関連費用1,943百万円及び株式等償却1,650百万円を含んでおります。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首 株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,192,293	—	—	1,192,293	
第一種優先株式	111,000	—	—	111,000	
第二種優先株式	115,625	—	—	115,625	
合計	1,418,918	—	—	1,418,918	
自己株式					
普通株式	5	0	—	6	注
合計	5	0	—	6	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取による取得であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年 6月29日 定時株主総会	普通株式	3,219	2.70	平成22年 3月31日	平成22年 6月30日
	第一種 優先株式	1,176	196を18.5で 除した額	平成22年 3月31日	平成22年 6月30日
	第二種 優先株式	1,278	204.5を18.5で 除した額	平成22年 3月31日	平成22年 6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日  
後となるもの

該当ありません。

## II 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

### 1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度期首 株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,192,293	—	—	1,192,293	
第一種優先株式	111,000	—	—	111,000	
第二種優先株式	115,625	—	—	115,625	
合計	1,418,918	—	—	1,418,918	
自己株式					
普通株式	1,008	18,274	474	18,808	注1、2
合計	1,008	18,274	474	18,808	

（注）1 普通株式の自己株式の株式数の増加18,274千株は、単元未満株式の買取1千株及び池田泉州銀行従業員持株会専用信託の取得18,273千株によるものであります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少474千株は、単元未満株式の買増請求による処分0千株、ストック・オプションの権利行使による譲渡69千株及び池田泉州銀行従業員持株会専用信託から池田泉州銀行従業員持株会への譲渡404千株によるものであります。

### 2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)	摘要	
			当連結 会計年度 期首	当中間連結会計期間				当中間連結 会計期間末
				増加	減少			
当社	ストック・オプションとしての新株予約権		—			38		

### 3 配当に関する事項

#### (1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	3,573	3	平成23年3月31日	平成23年6月30日
	第一種 優先株式	1,176	196を18.5で 除した額	平成23年3月31日	平成23年6月30日
	第二種 優先株式	1,275	204を18.5で 除した額	平成23年3月31日	平成23年6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当ありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)																												
<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年 9月30日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">76,807百万円</td> </tr> <tr> <td>当座預け金</td> <td style="text-align: right;">△773百万円</td> </tr> <tr> <td>普通預け金</td> <td style="text-align: right;">△1,975百万円</td> </tr> <tr> <td>通知預け金</td> <td style="text-align: right;">△230百万円</td> </tr> <tr> <td>定期預け金</td> <td style="text-align: right;">△95百万円</td> </tr> <tr> <td>振替貯金</td> <td style="text-align: right;">△307百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">73,426百万円</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	76,807百万円	当座預け金	△773百万円	普通預け金	△1,975百万円	通知預け金	△230百万円	定期預け金	△95百万円	振替貯金	△307百万円	現金及び現金同等物	73,426百万円	<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年 9月30日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">109,907百万円</td> </tr> <tr> <td>当座預け金</td> <td style="text-align: right;">△711百万円</td> </tr> <tr> <td>普通預け金</td> <td style="text-align: right;">△4,274百万円</td> </tr> <tr> <td>通知預け金</td> <td style="text-align: right;">△30百万円</td> </tr> <tr> <td>定期預け金</td> <td style="text-align: right;">△1,095百万円</td> </tr> <tr> <td>振替貯金</td> <td style="text-align: right;">△303百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">103,492百万円</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	109,907百万円	当座預け金	△711百万円	普通預け金	△4,274百万円	通知預け金	△30百万円	定期預け金	△1,095百万円	振替貯金	△303百万円	現金及び現金同等物	103,492百万円
現金預け金勘定	76,807百万円																												
当座預け金	△773百万円																												
普通預け金	△1,975百万円																												
通知預け金	△230百万円																												
定期預け金	△95百万円																												
振替貯金	△307百万円																												
現金及び現金同等物	73,426百万円																												
現金預け金勘定	109,907百万円																												
当座預け金	△711百万円																												
普通預け金	△4,274百万円																												
通知預け金	△30百万円																												
定期預け金	△1,095百万円																												
振替貯金	△303百万円																												
現金及び現金同等物	103,492百万円																												

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

前連結会計年度(平成23年 3月31日)

(ア)有形固定資産

車両であります。

(イ)無形固定資産

該当ありません。

当中間連結会計期間(平成23年 9月30日)

(ア)有形固定資産

車両であります。

(イ)無形固定資産

該当ありません。

② リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計処理基準に関する事項」の「(4) 減価償却の方法」に記載のとおりであります。



(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

前連結会計年度(平成23年3月31日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	年度末残高相当額
有形固定資産	49	41	—	7
無形固定資産	—	—	—	—
合計	49	41	—	7

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	中間連結会計期間末残高相当額
有形固定資産	38	33	—	5
無形固定資産	—	—	—	—
合計	38	33	—	5

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

② 未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	5	4
1年超	2	1
合計	7	5

(注) 未経過リース料中間連結会計期間末(期末)残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末(期末)残高が有形固定資産の中間連結会計期間末(期末)残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

③ リース資産減損勘定期末残高

前連結会計年度(平成23年3月31日)

該当ありません。

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

該当ありません。

④ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
支払リース料	5	3
リース資産減損勘定の取崩額	—	—
減価償却費相当額	5	3
減損損失	—	—

⑤ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年 3月 31日)	当中間連結会計期間 (平成23年 9月 30日)
1年内	665	630
1年超	5,250	5,041
合計	5,915	5,672

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

I 前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	144,348	144,348	—
(2) 買入金銭債権(*1)	1,271	1,271	—
(3) 商品有価証券			
売買目的有価証券	36	36	—
(4) 金銭の信託	19,000	19,000	—
(5) 有価証券			
満期保有目的の債券	49,198	49,793	594
その他有価証券	1,020,601	1,020,601	—
(6) 貸出金	3,501,016		
貸倒引当金(*1)	△40,991		
	3,460,024	3,487,598	27,573
(7) 外国為替(*1)	6,203	6,210	7
資産計	4,700,685	4,728,861	28,176
(1) 預金	4,348,871	4,353,519	4,647
(2) 債券貸借取引受入担保金	172,725	172,725	—
(3) 借入金	44,417	44,277	△139
(4) 外国為替	480	480	—
(5) 社債	48,000	47,548	△451
負債計	4,614,495	4,618,551	4,056
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	26	26	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(1,129)	(1,129)	—
デリバティブ取引計	(1,103)	(1,103)	—

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権及び外国為替に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(\*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。

## (注1) 金融商品の時価の算定方法

### 資産

#### (1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (2) 買入金銭債権

ファクタリング業務に係る債権は、貸出金と同様の方法により算定しております。

#### (3) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

#### (4) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については、「(金銭の信託関係)」に記載しております。

#### (5) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、貸出金と同様の方法により算定しております。

##### (金融資産の時価の算定)

買手と売手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債は市場価格を時価とみなすことができないことから、経営陣の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を時価としております。

なお、市場価格を時価とした場合に比べ、「有価証券」並びに「その他有価証券評価差額金」はそれぞれ7,366百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額については、客観的に信頼性があり独立した第三者であるブローカーから入手した価額としております。当該合理的に算定された価額は固定利付国債の価格に整合的な割引率と市場で評価されるスワップション・ボラティリティにフィットする金利の分散をもとに将来の金利推移をモデル化した上で、将来キャッシュ・フローを想定し、算出した現在価値に基づき算定しております。

なお、上記計算における主たる価格決定変数は、割引率については割引短期国債、10年国債、20年国債及び30年国債、スワップションのボラティリティ期間については1カ月から10年、スワップ期間については1年から10年をそれぞれ採用しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

#### (6) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

#### (7) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金(外国他店預け)、輸出手形・旅行小切手等(買入外国為替)及び輸入手形による手形貸付(取立外国為替)であります。これらは、満期のない預け金、又は約定期間が短期間（1年以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## 負債

### (1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (2) 債券貸借取引受入担保金

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (3) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、銀行業を営む連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (4) 外国為替

外国為替は、売渡外国為替及び未払外国為替であり、これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (5) 社債

連結子会社の発行する社債の時価は、市場価格によっております。

## デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5) 有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(*1)(*2)	5,862
② 組合出資金(*3)	1,406
③ その他	0
合計	7,269

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 当連結会計年度において、非上場株式について362百万円減損処理を行っております。

(\*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	109,907	109,907	—
(2) 買入金銭債権(*1)	1,039	1,039	—
(3) 商品有価証券			
売買目的有価証券	44	44	—
(4) 金銭の信託	18,775	18,775	—
(5) 有価証券			
満期保有目的の債券	48,526	49,182	655
その他有価証券	1,145,493	1,145,493	—
(6) 貸出金	3,448,004		
貸倒引当金(*1)	△44,739		
	3,403,264	3,429,188	25,924
(7) 外国為替(*1)	6,304	6,310	6
資産計	4,733,356	4,759,943	26,586
(1) 預金	4,344,696	4,348,332	3,636
(2) 債券貸借取引受入担保金	185,506	185,506	—
(3) 借入金	67,873	68,122	248
(4) 外国為替	439	439	—
(5) 社債	43,000	42,724	△275
負債計	4,641,516	4,645,126	3,609
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	180	180	—
ヘッジ会計が適用されているもの	18	18	—
デリバティブ取引計	198	198	—

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権及び外国為替に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(\*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。

## (注1) 金融商品の時価の算定方法

### 資産

#### (1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (2) 買入金銭債権

ファクタリング業務に係る債権は、貸出金と同様の方法により算定しております。

#### (3) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

#### (4) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については、「(金銭の信託関係)」に記載しております。

#### (5) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、貸出金と同様の方法により算定しております。

##### (金融資産の時価の算定)

買手と売手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債は市場価格を時価とみなすことができないことから、経営陣の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を時価としております。

なお、市場価格を時価とした場合に比べ、「有価証券」並びに「その他有価証券評価差額金」はそれぞれ4,128百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額については、客観的に信頼性があり独立した第三者であるブローカーから入手した価額としております。当該合理的に算定された価額は固定利付国債の価格に整合的な割引率と市場で評価されるスワップション・ボラティリティにフィットする金利の分散をもとに将来の金利推移をモデル化した上で、将来キャッシュ・フローを想定し、算出した現在価値に基づき算定しております。

なお、上記計算における主たる価格決定変数は、割引率については割引短期国債、10年国債、20年国債及び30年国債、スワップションのボラティリティ期間については1カ月から10年、スワップ期間については1年から10年をそれぞれ採用しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

#### (6) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

#### (7) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金(外国他店預け)、輸出手形・旅行小切手等(買入外国為替)及び輸入手形による手形貸付(取立外国為替)であります。これらは、満期のない預け金、又は約定期間が短期間（1年以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## 負債

### (1) 預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (2) 債券貸借取引受入担保金

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (3) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (4) 外国為替

外国為替は、売渡外国為替及び未払外国為替であり、これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (5) 社債

連結子会社の発行する社債の時価は、市場価格によっております。

## デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5)有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	中間連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(*1)(*2)	5,866
② 組合出資金(*3)	1,479
③ その他	4
合計	7,350

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について54百万円減損処理を行っております。

(\*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。



(有価証券関係)

※1 中間連結貸借対照表の「有価証券」を記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

## I 前連結会計年度

### 1 満期保有目的の債券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	46,411	47,023	612
	その他	—	—	—
	小計	46,411	47,023	612
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	2,786	2,769	△17
	その他	—	—	—
	小計	2,786	2,769	△17
合計		49,198	49,793	594

### 2 その他有価証券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	17,720	14,020	3,699
	債券	474,493	463,061	11,432
	国債	288,192	278,839	9,352
	地方債	64,277	63,638	638
	短期社債	—	—	—
	社債	122,023	120,583	1,440
	その他	63,720	61,433	2,286
	小計	555,934	538,516	17,418
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	39,250	49,559	△10,309
	債券	118,982	119,557	△575
	国債	59,366	59,564	△198
	地方債	20,045	20,057	△12
	短期社債	—	—	—
	社債	39,571	39,935	△364
	その他	306,434	325,731	△19,296
	小計	464,667	494,849	△30,182
合計		1,020,601	1,033,365	△12,763

### 3 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、725百万円(うち、株式716百万円、社債8百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、取得原価に比べて時価が50%以上下落した場合、または、時価が30%以上50%未満下落した場合においては、過去の一定期間における時価の推移並びに当該発行会社の信用リスク等を勘案した基準により行っております。

## II 当中間連結会計期間

### 1 満期保有目的の債券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結 貸借対照表計上 額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	48,137	48,793	655
	その他	—	—	—
	小計	48,137	48,793	655
時価が中間連結 貸借対照表計上 額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	389	389	△0
	その他	—	—	—
	小計	389	389	△0
合計		48,526	49,182	655

### 2 その他有価証券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対 照表計上額が取 得原価を超える もの	株式	13,474	10,357	3,117
	債券	674,083	663,185	10,897
	国債	458,224	450,429	7,795
	地方債	58,743	58,036	707
	短期社債	—	—	—
	社債	157,114	154,719	2,395
	その他	240,034	234,986	5,048
	小計	927,592	908,529	19,063
中間連結貸借対 照表計上額が取 得原価を超えな いもの	株式	38,274	51,255	△12,980
	債券	73,274	73,378	△104
	国債	—	—	—
	地方債	25,641	25,648	△7
	短期社債	—	—	—
	社債	47,632	47,729	△97
	その他	106,351	118,948	△12,597
	小計	217,900	243,582	△25,682
合計		1,145,493	1,152,111	△6,618

### 3 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、1,595百万円(すべて株式)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、取得原価に比べて時価が50%以上下落した場合、または、時価が30%以上50%未満下落した場合においては、過去の一定期間における時価の推移並びに当該発行会社の信用リスク等を勘案した基準により行っております。

#### (金銭の信託関係)

##### I 前連結会計年度

###### 1 満期保有目的の金銭の信託(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

###### 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

##### II 当中間連結会計期間

###### 1 満期保有目的の金銭の信託(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

###### 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前連結会計年度

○その他有価証券評価差額金(平成23年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△12,763
その他有価証券	△12,763
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	92
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△12,856
(△)少数株主持分相当額	27
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△12,884

II 当中間連結会計期間

○その他有価証券評価差額金(平成23年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△6,618
その他有価証券	△6,618
その他の金銭の信託	—
(+)繰延税金資産	128
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△6,489
(△)少数株主持分相当額	25
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△6,515

(デリバティブ取引関係)

I 前連結会計年度

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
店頭	通貨スワップ	98,138	75,626	159	159
	為替予約				
	売建	3,573	—	△28	△28
	買建	2,632	—	34	34
	通貨オプション				
	売建	15,254	10,531	△1,653	△440
	買建	15,254	10,531	1,641	621
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	153	345

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

## (3) 株式関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	株式指数先物				
	売建	2,801	—	△127	△127
	買建	—	—	—	—
	株式指数オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	有価証券店頭指数等スワップ				
	株価指数変化率受取・ 短期変動金利支払	—	—	—	—
	短期変動金利受取・ 株価指数変化率支払	—	—	—	—
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	△127	△127

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出しております。

## (4) 債券関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

## (5) 商品関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

## (6) クレジットデリバティブ取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	—	—	—	—
	受取変動・支払固定	—	—	—	—
	金利先物	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
金利スワップの特例処理	金利スワップ				(注) 2
	受取固定・支払変動	—	—	—	
	受取変動・支払固定	借入金	1,050	450	
合計		—	—	—	—

(注) 1 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

- 2 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該借入金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引(平成23年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ	外貨建の有価証券	23,683	—	△1,129
	為替予約	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
為替予約等の振当処理	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約	—	—	—	—
合計		—	—	—	△1,129

(注) 1 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。



## II 当中間連結会計期間

### 1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

#### (1) 金利関連取引（平成23年9月30日現在）

該当ありません。

#### (2) 通貨関連取引（平成23年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	78,469	64,776	137	137
	為替予約				
	売建	5,066	—	138	138
	買建	3,977	—	△42	△42
	通貨オプション				
	売建	13,082	8,410	△1,598	△540
	買建	13,082	8,410	1,584	688
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	218	381

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

## (3) 株式関連取引（平成23年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	株式指数先物				
	売建	6,051	—	△38	△38
	買建	—	—	—	—
	株式指数オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	有価証券店頭指数等スワップ				
	株価指数変化率受取・ 短期変動金利支払	—	—	—	—
	短期変動金利受取・ 株価指数変化率支払	—	—	—	—
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	△38	△38

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出しております。

## (4) 債券関連取引（平成23年9月30日現在）

該当ありません。

## (5) 商品関連取引（平成23年9月30日現在）

該当ありません。

## (6) クレジットデリバティブ取引（平成23年9月30日現在）

該当ありません。

## 2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

### (1) 金利関連取引（平成23年9月30日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	—	—	—	—
	受取変動・支払固定	—	—	—	—
	金利先物	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
金利スワップ の特例処理	金利スワップ				(注) 2
	受取固定・支払変動	—	—	—	
	受取変動・支払固定	借入金	750	250	
	合計	—	—	—	—

#### (注) 1 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

- 2 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該借入金の時価に含めて記載しております。

### (2) 通貨関連取引（平成23年9月30日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	通貨スワップ	外貨建の有価証券	3,121	—	18
	為替予約	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
為替予約等の 振当処理	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約	—	—	—	—
	合計	—	—	—	18

(注) 1 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

#### 2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

### (3) 株式関連取引（平成23年9月30日現在）

該当ありません。

### (4) 債券関連取引（平成23年9月30日現在）

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

I 前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1 スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

営業経費 38百万円

2 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

決議年月日	平成23年7月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社取締役 16 子会社執行役員 18
株式の種類別のストック・オプションの数(株) (注)	普通株式 363,800
付与日	平成23年8月31日
権利確定条件	退任後10日内の権利行使
対象勤務期間	平成23年8月31日から退任日
権利行使期間	平成23年9月1日から 平成53年7月31日まで
権利行使価格(円)	1
付与日における公正な評価単価(円)	107

(注) 株式数に換算して記載しております。

(企業結合等関係)

I 前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

(共通支配下の取引等)

当社の完全子会社である株式会社池田銀行及び株式会社泉州銀行は、平成22年1月13日開催の両行の臨時株主総会における合併契約書の承認決議により、平成22年5月1日を合併期日として合併し、株式会社池田銀行は商号を「株式会社池田泉州銀行」とし、株式会社泉州銀行の資産・負債及び権利・義務の一切を同行より引き継ぎました。

1 結合当事企業及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称、取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業及びその事業の内容

株式会社池田銀行(普通銀行業務) 株式会社泉州銀行(普通銀行業務)

(2) 企業結合の法的形式

株式会社池田銀行と株式会社泉州銀行は、対等の精神に基づき、株式会社池田銀行を存続会社とし、株式会社泉州銀行を消滅会社とする吸収合併方式にて合併いたしました。

(3) 結合後企業の名称

株式会社池田泉州銀行

(4) 取引の目的を含む取引の概要

株式会社池田銀行と株式会社泉州銀行は、関西地域における代表的な独立系の金融グループとして最良の地域金融機関となることを目的として経営統合を進め、平成21年10月1日、完全親会社である当社を設立いたしました。

今般、株式会社池田銀行と株式会社泉州銀行は経営統合の目的に鑑み、統合効果を最大化するために合併いたしました。

2 実施した会計処理の概要

株式会社池田銀行及び株式会社泉州銀行はいずれも当社の完全子会社であり、「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施しております。

II 当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

記載すべき重要なものはありません。

(資産除去債務関係)

I 前連結会計年度(平成23年3月31日)

当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	104百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	96百万円
その他増減額(△は減少)	△9百万円
期末残高	192百万円

II 当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

当中間連結会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	192百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	4百万円
その他増減額(△は減少)	△34百万円
当中間連結会計期間末残高	162百万円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、当社グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、「その他」にはリース業務等が含まれておりません。

【関連情報】

I 前中間連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1 サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	29,700	16,370	14,090	60,161

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

## II 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

### 1 サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	29,748	14,365	14,142	58,257

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

### 2 地域ごとの情報

#### (1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### (2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

### 3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

#### 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### 【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当社グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

		前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1株当たり純資産額	円	99.07	104.72

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
純資産の部の合計額(百万円)	176,684	179,344
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	58,655	56,450
(うち第一種優先株式払込金額)	30,000	30,000
(うち第一種優先株式配当額)	1,176	—
(うち第二種優先株式払込金額)	25,000	25,000
(うち第二種優先株式配当額)	1,275	—
(うち新株予約権)	6	38
(うち少数株主持分)	1,197	1,411
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(百万円)	118,028	122,894
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数(千株)	1,191,285	1,173,485



2 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	4.36	3.46
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	5,199	4,096
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	5,199	4,096
普通株式の期中平均株式数	千株	1,192,287	1,181,845
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	—	3.46
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	—	395
うち新株予約権	千株	—	395
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要			

(注) なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、前中間連結会計期間は潜在株式が存在しないので、記載しておりません。

(重要な後発事象)

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
(多額の社債の発行)	
当社の完全子会社である株式会社池田泉州銀行は、平成23年11月11日開催の取締役会において、劣後特約付無担保社債を発行することを決議いたしました。	
発行価額	各社債の金額100円につき金100円
発行総額	5,000百万円以内 ただし、この範囲内で複数回の発行を行うことができる
償還期限	5年超10年1カ月以内
償還方法	満期一括償還 ただし、発行日から5年目の利払日以降、金融庁の承認を得たうえで、各利払日において期限前償還できるものとする
利率	また、期限前に、金融庁の承認を得たうえで、買入消却できるものとする 当初5年間は固定金利とし、5年スワップレート+2.00%以下 当初5年間は変動金利とし、6カ月円Libor+3.50%以下
利息の支払方法	6カ月毎の後払い
発行時期	平成24年3月31日まで ただし、平成24年3月中に募集がなされた場合は発行時期に含まれる
資金使途	一般運転資金

## 2 【その他】

該当事項なし

### 3 【中間財務諸表】

#### (1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	498	779
有価証券	4,500	4,500
未収還付法人税等	1,153	1,259
その他	28	57
流動資産合計	6,180	6,596
固定資産		
有形固定資産	※1 33	※1 28
無形固定資産	41	36
投資その他の資産		
関係会社株式	193,222	193,222
その他	0	0
投資その他の資産合計	193,222	193,222
固定資産合計	193,297	193,287
繰延資産	122	105
資産合計	199,599	199,988
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払費用	25	15
未払法人税等	15	13
未払消費税等	16	9
賞与引当金	19	14
その他	22	39
流動負債合計	99	91
固定負債		
長期借入金	—	2,067
その他	—	17
固定負債合計	—	2,085
負債合計	99	2,177
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	72,311	72,311
資本剰余金		
資本準備金	34,811	34,811
その他資本剰余金	86,401	86,400
資本剰余金合計	121,213	121,212
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	6,084	6,408
利益剰余金合計	6,084	6,408
自己株式	△116	△2,160
株主資本合計	199,493	197,772
新株予約権	6	38
純資産合計	199,500	197,811
負債純資産合計	199,599	199,988

## (2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
営業収益	6,263	6,812
営業費用	※1 481	※1 461
営業利益	5,782	6,351
営業外収益	※2 8	※2 4
営業外費用	※3 85	※3 22
経常利益	5,705	6,333
税引前中間純利益	5,705	6,333
法人税、住民税及び事業税	2	2
法人税等調整額	△0	△18
法人税等合計	1	△15
中間純利益	5,703	6,349

## (3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
<b>株主資本</b>		
資本金		
当期首残高	72,311	72,311
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	72,311	72,311
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	34,811	34,811
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	34,811	34,811
その他資本剰余金		
当期首残高	86,401	86,401
当中間期変動額		
自己株式の処分	—	△0
当中間期変動額合計	—	△0
当中間期末残高	86,401	86,400
資本剰余金合計		
当期首残高	121,213	121,213
当中間期変動額		
自己株式の処分	—	△0
当中間期変動額合計	—	△0
当中間期末残高	121,213	121,212
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	5,955	6,084
当中間期変動額		
剰余金の配当	△5,673	△6,024
中間純利益	5,703	6,349
当中間期変動額合計	30	324
当中間期末残高	5,985	6,408
利益剰余金合計		
当期首残高	5,955	6,084
当中間期変動額		
剰余金の配当	△5,673	△6,024
中間純利益	5,703	6,349
当中間期変動額合計	30	324
当中間期末残高	5,985	6,408

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
<b>自己株式</b>		
当期首残高	△1	△116
当中間期変動額		
自己株式の取得	△0	△2,098
自己株式の処分	—	54
当中間期変動額合計	△0	△2,044
当中間期末残高	△1	△2,160
<b>株主資本合計</b>		
当期首残高	199,478	199,493
当中間期変動額		
剰余金の配当	△5,673	△6,024
中間純利益	5,703	6,349
自己株式の取得	△0	△2,098
自己株式の処分	—	53
当中間期変動額合計	30	△1,720
当中間期末残高	199,509	197,772
<b>新株予約権</b>		
当期首残高	—	6
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	—	32
当中間期変動額合計	—	32
当中間期末残高	—	38
<b>純資産合計</b>		
当期首残高	199,478	199,500
当中間期変動額		
剰余金の配当	△5,673	△6,024
中間純利益	5,703	6,349
自己株式の取得	△0	△2,098
自己株式の処分	—	53
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	—	32
当中間期変動額合計	30	△1,688
当中間期末残高	199,509	197,811

【重要な会計方針】

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法により行っております。
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 工具、器具及び備品 4年～10年 (2) 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、商標権については10年、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
3 賞与引当金の計上基準	賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。
4 消費税等の会計処理の方法	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【追加情報】

当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 15百万円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 20百万円

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
※1 減価償却実施額は、下記のとおりであります。 有形固定資産 5百万円 無形固定資産 3百万円	※1 減価償却実施額は、下記のとおりであります。 有形固定資産 5百万円 無形固定資産 4百万円
※2 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 4百万円	※2 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 2百万円
※3 営業外費用のうち主要なもの 統合関連費用 68百万円	※3 営業外費用のうち主要なもの 創立費償却 17百万円 支払利息 5百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	5	0	—	6	注
合計	5	0	—	6	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取による取得であります。

II 当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	1,008	18,274	474	18,808	注1、2
合計	1,008	18,274	474	18,808	

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加18,274千株は、単元未満株式の買取1千株及び池田泉州銀行従業員持株会専用信託の取得18,273千株によるものであります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少474千株は、単元未満株式の買増請求による処分0千株、ストック・オプションの権利行使による譲渡69千株及び池田泉州銀行従業員持株会専用信託から池田泉州銀行従業員持株会への譲渡404千株によるものであります。

(リース取引関係)

該当ありません。



(有価証券関係)

I 前事業年度 (平成23年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものは該当ありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	193,222
関連会社株式	—
合計	193,222

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

II 当中間会計期間 (平成23年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものは該当ありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	193,222
関連会社株式	—
合計	193,222

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(資産除去債務関係)

該当ありません。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	4.78	5.37
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	5,703	6,349
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	5,703	6,349
普通株式の期中平均株式数	千株	1,192,287	1,181,845
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	—	5.37
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	—	395
うち新株予約権	千株	—	395
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—

(注) なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、前中間会計期間は潜在株式が存在しないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当ありません。

4 【その他】

該当事項なし

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月24日

株式会社 池田泉州ホールディングス  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	津	田	多	聞	印	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鶴	森	寿	士	印	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊	加	井	真	弓	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社池田泉州ホールディングスの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社池田泉州ホールディングス及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月24日

株式会社 池田泉州ホールディングス  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	津	田	多	聞	印	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鶴	森	寿	士	印	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊	加	井	真	弓	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社池田泉州ホールディングスの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第3期事業年度の中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社池田泉州ホールディングスの平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ※ 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

**【表紙】**

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年11月25日
【会社名】	株式会社池田泉州ホールディングス
【英訳名】	Senshu Ikeda Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役社長兼CEO 服部盛隆
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市北区茶屋町18番14号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)



## 1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社取締役社長兼CEO服部盛隆は、当社の第3期第2四半期(自平成23年7月1日至平成23年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

## 2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

